

2022年9月14日

各位

不動産投資信託証券発行者名  
東京都千代田区丸の内一丁目8番3号  
サムティ・レジデンシャル投資法人  
代表者名 執行役員 高橋 雅史  
(コード番号：3459)

資産運用会社名  
サムティアセットマネジメント株式会社  
代表者名 代表取締役社長 高橋 雅史  
問合せ先 取締役 経営管理本部長 兼  
経営管理部長 二澤 秀和  
TEL. 03-5220-3841

### 規約一部変更及び役員選任に関するお知らせ

サムティ・レジデンシャル投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、本日開催の役員会において、下記のとおり、規約一部変更及び役員選任に関して、2022年10月20日開催予定の本投資法人の第6回投資主総会（以下「本投資主総会」といいます。）に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。なお、下記事項は、本投資主総会での承認可決をもって効力を生じます。

#### 記

#### 1. 規約一部変更の主な内容及び理由について

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定（これに関連する投資信託及び投資法人に関する法律等の改正を含みます。）が2022年9月1日に施行され、投資主総会参考書類等の電子提供制度が導入されたことに伴い、所要の変更を行うものです。
- ① 投資主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。
  - ② 書面交付請求をした投資主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
  - ③ 上記の変更に伴い、現行規約の定義語の定義位置を調整するものです。
  - ④ 上記①及び②の新設について、2022年9月1日から6か月以内の日を投資主総会の日とする投資主総会には適用されないため、附則において、上記①及び②に係る規約変更の不適用期間について必要な規定を置くものです。なお、本附則は当該期間経過後に削除するものとします。
- (2) 2019年7月4日改正の企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（関連して新たに制定又は改正された会計基準及び適用指針を含みます。）の適用に伴い、資産評価の方法に関して所要の変更を行うものです。

(規約一部変更に関する詳細につきましては、別紙「第6回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。)

#### 2. 役員を選任について

執行役員高橋雅史、監督役員藤木隆弘及び中原健夫は、2022年10月31日をもって任期満了となります。2022年11月1日付であらためて執行役員1名及び監督役員2名を選任することについて、議案を提出するものです。また、執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名を選任することについて、議案を提出するものです。

ご注意：この文書は、本投資法人の規約変更及び役員選任に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。

- (1) 執行役員候補者  
高橋 雅史 (再任)
- (2) 監督役員候補者  
藤木 隆弘 (再任)  
中原 健夫 (再任)
- (3) 補欠執行役員候補者  
長島 幸久 (再任)

(役員選任に関する詳細につきましては、別紙「第6回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。)

### 3. 本投資主総会に関する日程

- 2022年 9月 14日 第6回投資主総会提出議案の役員会承認
- 2022年 9月 30日 「第6回投資主総会招集ご通知」の発送 (予定)
- 2022年 10月 20日 第6回投資主総会開催 (予定)

以 上

\* 本投資法人のホームページアドレス：<https://www.samty-residential.com>

(証券コード 3459)  
2022年9月30日

## 投資主各位

東京都千代田区丸の内一丁目8番3号  
**サムティ・レジデンシャル投資法人**  
執行役員 高橋 雅史

### 第6回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は本投資法人に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、サムティ・レジデンシャル投資法人（以下「本投資法人」といいます。）の第6回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、本投資主総会につきましては、書面による事前の議決権行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。つきましては、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年10月19日（水曜日）午後6時00分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人におきましては、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項に基づき、規約第14条第1項乃至第3項において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めており、本投資主総会に提出される議案はいずれも規約第14条第2項に定める議案に該当しません。従いまして、**投資主様が当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、賛成されたものとみなしてお取り扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。**

（本投資法人規約抜粋）

規約第14条第1項乃至第3項

（みなし賛成）

第14条 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。

2. 前項の規定にかかわらず、前項のみなし賛成に関する規定は、投信法第104条第1項（役員及び会計監査人の解任）、第140条（規約の変更）

(但し、みなし賛成に関連する規定の策定又は改廃に限る。)、第143条第3号(解散)、第205条第2項(資産の運用に係る委託契約の解約に対する同意)又は第206条第1項(資産の運用に係る委託契約の解約)に係る議案の決議には適用しない。

3. 第1項の規定の定めに基づき議案に賛成するものとみなされた投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

記

1. 日 時：2022年10月20日(木曜日)午前10時00分  
(受付午前9時30分～)
2. 場 所：東京都千代田区西神田三丁目2番1号  
住友不動産千代田ファーストビル南館 3階  
ベルサール神保町Room 3 + 4 + 5  
(末尾の投資主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 投資主総会の目的である事項：

決 議 事 項

- 第1号議案：規約一部変更の件  
第2号議案：執行役員1名選任の件  
第3号議案：補欠執行役員1名選任の件  
第4号議案：監督役員2名選任の件

以 上

~~~~~  
(お願い)

- ◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法  
投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ (<https://www.samty-residential.com/>) に掲載いたしますので、ご了承ください。
- ◎従前投資主総会終了後に開催しておりました、本投資法人の資産運用会社であるサムティアセットマネジメント株式会社による「運用状況報告会」は、会場での感染防止の観点から開催を見送ることといたしました。
- ◎接近・接触による感染リスクを避けるため、本投資主総会にご出席の投資主様へのお土産のお渡しは控えさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

## 新型コロナウイルス感染症対策について

本投資法人は、投資主の皆様の安全を第一に考え、本投資主総会開催における新型コロナウイルス感染防止のために以下の対応を行います。投資主の皆様のご理解及びご協力をお願い申し上げます。

- ・本投資法人役員及び運営スタッフは、体調確認の上、原則としてマスクを着用します。
- ・ご出席の際には、会場設置のアルコール消毒液のご利用と、マスクを着用してのご来場などの感染予防対策にご協力くださいますようお願い申し上げます。
- ・受付にて、体温測定を実施させていただくこともございます。測定時に 37.5℃以上の発熱がある投資主様には、本投資主総会へのご出席をご遠慮いただくようお願いすることもございますので、あらかじめご了承ください。また、本投資主総会中に体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声掛けをさせていただくことがございますので、あらかじめご了承ください。
- ・ご来場された投資主様のお席並びに本投資法人の役員、補欠執行役員候補者及び運営スタッフの席の間隔を広くとるため、例年よりも少ない座席数のご用意となり、十分な数のお席を確保できない可能性がございます。万が一お席がご用意できない場合、会場内への入場を制限させていただくことがございますので、あらかじめご了承ください。突然の会場使用制限等により、投資主総会が予定通り開催されない場合がございます。変更に関するお知らせを本投資法人のホームページ (<https://www.samty-residential.com/>) に掲載する場合がございますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。
- ・この他、本投資主総会の秩序維持の観点から、必要な措置を講じる場合がございます。

なお、今後の状況の変化によっては上記の内容を更新する場合がございますので、適宜本投資法人のホームページ (<https://www.samty-residential.com/>) にてご確認いただきますようお願い申し上げます。

# 投資主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案：規約一部変更の件

本投資法人の規約を下記「2 変更の内容」に記載のとおり変更することを願います。

#### 1 変更の理由

(1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定(これに関連する投資信託及び投資法人に関する法律等の改正を含みます。)が2022年9月1日に施行され、投資主総会参考書類等の電子提供制度が導入されたことに伴い、所要の変更を行うものです。

①投資主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです(変更案第9条の2第1項関係)。

②書面交付請求をした投資主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです(変更案第9条の2第2項関係)。

③上記の変更に伴い、現行規約の定義語の定義位置を調整するものです(現行規約第27条関係)。

④上記①及び②の新設について、2022年9月1日から6か月以内の日を投資主総会の日とする投資主総会には適用されないため、附則において、上記①及び②に係る規約変更の不適用期間について必要な規定を置くものです。なお、本附則は当該期間経過後に削除するものとします(変更案附則第1条関係)。

(2) 2019年7月4日改正の企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(関連して新たに制定又は改正された会計基準及び適用指針を含みます。)の適用に伴い、資産評価の方法に関して所要の変更を行うものです(現行規約第33条関係)。

## 2 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 規 約                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第27条 (資産運用の基本方針)<br/>           本投資法人は、資産を主として不動産等資産（<u>投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号、その後の改正を含み、以下「投信法施行規則」という。）</u>第105条第1号へに定める不動産等資産のうち、不動産、不動産の賃借権、地上権及びこれらの資産のみを信託する信託の受益権をいう。以下同じ。）に対する投資として運用することを目的として、投資主価値の最大化を目的とし、中長期的観点から、安定的な収益の確保と着実な運用資産の成長を目指し、資産の運用を行うものとする。</p> <p>第33条 (資産評価の方法、基準及び基準日)<br/>           1. (記載省略)<br/>           (1)～(4) (記載省略)</p> | <p><u>第9条の2 (電子提供措置等)</u></p> <p>1. <u>本投資法人は、投資主総会の招集に際し、投資主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. <u>本投資法人は、電子提供措置をとる事項のうち投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号、その後の改正を含み、以下「投信法施行規則」という。）で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した投資主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第27条 (資産運用の基本方針)<br/>           本投資法人は、資産を主として不動産等資産（<u>投信法施行規則第105条第1号へに定める不動産等資産のうち、不動産、不動産の賃借権、地上権及びこれらの資産のみを信託する信託の受益権をいう。以下同じ。）</u>に対する投資として運用することを目的として、投資主価値の最大化を目的とし、中長期的観点から、安定的な収益の確保と着実な運用資産の成長を目指し、資産の運用を行うものとする。</p> <p>第33条 (資産評価の方法、基準及び基準日)<br/>           1. (現行のとおり)<br/>           (1)～(4) (現行のとおり)</p> |

| 現 行 規 約                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 変 更 案                                                                                                                                                                         |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(5) 有価証券（第29条第1項第2号②から⑤まで、第3号③から⑦まで、⑨、⑩、⑰及び⑱に定めるもの）</p> <p><u>当該有価証券の公表されている価格がある場合には、公表されている最終価格に基づき算出した価額（金融商品取引所における取引価格、日本証券業協会等が公表する価格又はこれらに準じて随時売買換金等を行うことができる取引システムで成立する取引価格をいう。以下同じ。）を用いるものとする。公表されている価格がない場合には、合理的な方法により算出した価額により評価するものとする。また、付すべき公表されている最終価格又は合理的な方法により算出した価額は、評価の精度を高める場合を除き、每期同様な方法により入手するものとする。取引価格及び合理的に算出できる価額のいずれも入手できない場合には、取得原価で評価することができるものとする。</u></p> | <p>(5)有価証券（第29条第1項第2号②から⑤まで、第3号③から⑦まで、⑨、⑩、⑰及び⑱に定めるもの）</p> <p><u>満期保有目的の債券に分類される場合は取得原価をもって評価し、<u>その他有価証券に分類される場合は、時価をもって評価するものとする。但し、市場価格のない株式等は、取得原価にて評価するものとする。</u></u></p> |
| <p>(6) (記載省略)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | <p>(6) (現行のとおり)</p>                                                                                                                                                           |
| <p>(7) デリバティブ取引に係る権利（第29条第1項第3号⑱に定めるもの）</p> <p>① <u>金融商品取引所に上場しているデリバティブ取引により生じる債権及び債務</u></p> <p><u>基準日における当該取引所の最終価格（終値、終値がなければ気配値（公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値））に基づき算出した価額により評価する。なお、基準日において最終価格がない場合には、基準日前直近における最終価格に基づき算出した価額により評価する。</u></p>                                                                                                                       | <p>(7) デリバティブ取引に係る権利（第29条第1項第3号⑱に定めるもの）</p> <p>① <u>デリバティブ取引により生じる債権及び債務は時価により評価する。</u></p>                                                                                   |



| 現 行 規 約                                                                                                                                                                                                                              | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                           |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>② <u>金融商品取引所の相場がない非上場のデリバティブ取引により生じる債権及び債務</u><br/> <u>市場価格に準ずるものとして合理的な方法により算定された価額により評価する。なお、時価評価に当たっては、最善の見積り額を使用するものとするが、公正な評価額を算定することが極めて困難と認められる場合には、取得価額により評価する。</u></p> <p>③ (記載省略)<br/> (8) (記載省略)<br/> 2.~3. (記載省略)</p> | <p>(削除)</p> <p>② (現行③のとおり)<br/> (8) (現行のとおり)<br/> 2.~3. (現行のとおり)</p>                                                                                                                                                            |
| <p>(新設)<br/> (新設)<br/> (新設)<br/> <br/> (新設)</p>                                                                                                                                                                                      | <p><u>附則</u><br/> <u>第1条</u><br/> 1. <u>会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から6か月以内の日を投資主総会の日とする投資主総会については、第9条の2に係る規約変更を適用しないものとする。</u><br/> 2. <u>本条の規定は、施行日から6か月を経過した日にこれを削除する。</u></p> |

## 第2号議案：執行役員1名選任の件

執行役員 高橋雅史は2022年10月31日をもって任期満了となります。つきましては、2022年11月1日付で、執行役員1名の選任をお願いするものです。任期は、2022年11月1日から2年間となります。

なお、執行役員の選任に関する本議案は、2022年9月14日開催の役員会において、本投資法人の監督役員の全員の同意によって本投資主総会への提出が決議されたものです。

執行役員候補者は次のとおりです。

| 氏名<br>(生年月日)                       | 略歴、本投資法人における地位及び<br>担当、並びに重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| たか はし まさ ふみ<br>高橋雅史<br>(1972年4月9日) | 1996年4月 日興証券株式会社<br>1999年9月 American Life Insurance Company<br>2000年11月 株式会社秦不動産鑑定事務所<br>2004年4月 サムティ開発株式会社<br>2012年6月 サムティ株式会社 福岡支店長<br>2017年4月 サムティ株式会社 不動産事業部長<br>2018年10月 サムティアセットマネジメント株式会社 (出向)<br>取締役 リート運用本部副本部長<br>2018年11月 サムティ・レジデンシャル投資法人<br>執行役員 (現任)<br>2019年2月 サムティアセットマネジメント株式会社<br>取締役 リート運用本部長 兼 リート企画部 部長<br>2019年4月 サムティアセットマネジメント株式会社<br>取締役 リート運用本部長<br>2021年2月 サムティアセットマネジメント株式会社<br>代表取締役社長 (現任) |

1. 会社名等は、原則として当時のものを記載しています。以下同じです。
2. 上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を持投資口会制度を利用することにより2022年8月31日時点で2.6口 (小数点第2位以下切捨て) 所有しております。
3. 上記執行役員候補者は、本投資法人が資産運用業務委託契約を締結しているサムティアセットマネジメント株式会社の代表取締役です。
4. 上記を除き、上記執行役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
5. 上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として本投資法人の業務全般を執行しております。
6. 本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

### 第3号議案：補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。

補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、第2号議案が可決されることを条件として、本投資法人の現行規約第17条第3項の定めにより、第2号議案における執行役員の任期が満了するときである2024年10月31日までとします。

また、本議案による補欠執行役員の選任の効力は、就任前に限り、役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、補欠執行役員の選任に関する本議案は、2022年9月14日開催の役員会において、本投資法人の監督役員の全員の同意によって本投資主総会への提出が決議されたものです。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

| 氏名<br>(生年月日)                                                                                 | 略歴及び重要な兼職の状況                                                        |
|----------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| ながしま ゆき ひさ<br>長島 幸久<br>(1976年9月21日)                                                          | 2002年12月 リアルリンク株式会社                                                 |
|                                                                                              | 2008年2月 アセット・マネジャーズ株式会社                                             |
|                                                                                              | 2012年3月 燦アセットマネジメント株式会社                                             |
|                                                                                              | 2014年10月 サムティアセットマネジメント株式会社<br>リート運用本部 リート資産管理部 部長                  |
|                                                                                              | 2018年9月 サムティアセットマネジメント株式会社<br>リート運用本部 リート投資運用部 部長                   |
|                                                                                              | 2021年2月 サムティアセットマネジメント株式会社<br>リート運用本部長 兼 リート投資運用部 部長                |
|                                                                                              | 2021年11月 サムティアセットマネジメント株式会社<br>レジデンシャルリート運用本部長 兼 レジデンシャルリート投資運用部 部長 |
| 2022年2月 サムティアセットマネジメント株式会社<br>レジデンシャルリート運用本部長 兼 レジデンシャルリート投資運用部 部長 兼 レジデンシャルリート資産管理部 部長 (現任) |                                                                     |

1. 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を投資口累積投資制度を利用することにより2022年8月31日時点で45口（1口未満切捨て）所有しております。
2. 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人が資産運用業務委託契約を締結しているサムティアセットマネジメント株式会社のレジデンシャルリート運用本部長 兼 レジデンシャルリート投資運用部 部長 兼 レジデンシャルリート資産管理部 部長です。
3. 上記を除き、上記補欠執行役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
4. 本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

#### 第4号議案：監督役員2名選任の件

監督役員 藤木隆弘及び中原健夫の両名は、2022年10月31日をもって任期満了となります。つきましては、改めて監督役員 藤木隆弘及び中原健夫の選任をお願いするものです。なお、任期は、2022年11月1日から2年間となります。

監督役員候補者は次のとおりです。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                       | 略歴、本投資法人における地位及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-------|------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1     | ふじ き たか ひろ<br>藤木隆弘<br>(1968年4月16日) | 1991年4月 株式会社住友銀行<br>1997年11月 朝日監査法人<br>2014年10月 藤木公認会計士事務所 代表者(現任)<br>2015年3月 サムティ・レジデンシャル投資法人<br>監督役員(現任)<br>2016年5月 ビーシーピージージャパン株式会社 監査役                                                                                                                                                          |
| 2     | なか はら たけ お<br>中原健夫<br>(1970年8月5日)  | 1998年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会)<br>1998年4月 原田・尾崎・服部法律事務所<br>2002年4月 American Family Life Assurance Company of Columbus 副法律顧問<br>2005年9月 あさひ・狛法律事務所<br>2007年3月 のぞみ総合法律事務所 パートナー 弁護士<br>2008年5月 弁護士法人ほくと総合法律事務所<br>代表社員 弁護士(現任)<br>2015年3月 サムティ・レジデンシャル投資法人<br>監督役員(現任)<br>2020年4月 一般社団法人コーポレート機能協会<br>監事(現任) |

1. 上記監督役員候補者両名は、いずれも本投資法人の投資口を所有しておりません。
2. 上記監督役員候補者両名と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
3. 上記監督役員候補者両名は、いずれも、現在、本投資法人の監督役員として本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しています。
4. 本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記監督役員候補者が監督役員に就任した場合には、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

## 参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち本投資法人の規約第14条第2項に定める議案があるときは、当該議案には、本投資法人の規約第14条第1項及び第3項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。また、本投資主総会に提出される議案のうち相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、上記「みなし賛成」の規定は適用されません。

なお、上記の第1号議案乃至第4号議案の各議案につきましては、いずれも本投資法人の規約第14条第2項に定める議案には該当せず、かつ、相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以 上

# 投資主総会会場ご案内図

会 場：東京都千代田区西神田三丁目2番1号  
住友不動産千代田ファーストビル南館 3階  
ベルサール神保町Room 3+4+5  
TEL：03-3263-9621



近隣には本会場「ベルサール神保町」のほか「ベルサール神保町アネックス」「ベルサール九段」がございますので、ご来場の際はお間違えのないようご注意ください。

**交通** 九段下駅 7番出口より徒歩約3分（東西線）  
九段下駅 5番出口より徒歩約4分（半蔵門線・新宿線）  
神保町駅 A2出口より徒歩約5分（半蔵門線・新宿線・三田線）

**お願い：**駐車場の用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

